

スウェーデンにおける国の会計検査機関の改革

——議会検査官・会計検査局から王国検査院へ——

間柴 泰治

スウェーデンの王国検査院 (Riksrevisionen、以下「検査院」という。) は、わが国の会計検査院にあたる国の機関である。2002年6月の統治法改正、同年12月の関連法制定を経て創設され、2003年7月1日から検査活動を開始している。それ以前は、王国議会の下に設置された議会検査官と、財務省の内部組織であった会計検査局が、国の会計検査機関としての機能を担っていた。検査院は、これら2つの会計検査機関を王国議会の下に置かれる機関に統合し、国の活動に対する議会の監視機能強化を目指して創設された機関である。

以下では、主要な検査院関連法である①「新たな統治法の決定に関する公示」(Kungörelse om beslutad ny regeringsform (1974年法令第152号)、以下この第12章第7条を「統治法」という。)、②「国の活動等の検査に関する法律」(Lag om revision av statlig verksamhet m.m. (2002年法令第1022号)、以下「法令1022号」という。)、③「王国検査院に関する法律」(Lag med instruktion för Riksrevisionen (2002年法令第1023号)、以下「法令1023号」という。)、④「王国検査官の報酬に関する法律」(Lag om lön till riksrevisorer (2002年法令第1024号)、以下「法令1024号」という。)、⑤「新たな王国議会法の決定に関する公示」(Kungörelse om beslutad ny riksdagsordning (1974年法令第153号)、以下「議会法」という。)を手がかりに、その組織と活動を中心に、王国検査院を紹介する。^(注1)

1 検査院の組織の概要

検査院は、王国議会の下に設置された機関であり、法令上、3名の王国検査官(Riksrevisor、

以下「検査官」という。)、監督委員会(Styrelse)、専門家委員会(Vetenskapligt råd)が設置されている(統治法第1項及び第3項並びに法令1023号第2条及び第3条)。

検査官は、国の活動に対して会計検査を実施し、その結果を王国議会や政府に報告するとともに、検査院全体の行政運営を担う。

監督委員会は、このような検査官の検査活動や検査院の運営を監視する目的で設置されている。監督委員会は、検査官の検査報告書とは別に、王国議会に対して独自に提案や報告を行い、検査院の予算や決算を承認する権限を有する。

専門家委員会は、検査院の検査能力向上を目的に、さまざまな助言を行うとされている。^(注2)

(1) 王国検査官

検査院は、3名の検査官によって指揮され、このうち1名が検査院の行政事務に関する責任を負う(統治法第2項、法令1023号第2条)。検査官の任期は7年であるが、現在の3名の検査官の任期は、経過措置として、それぞれ3年、5年、7年であるので、今後は、2年または3年ごとに1名の検査官が交代することになる(議会法第8章第12条第2項、2003年法令第180号による改正附則第2項)。

検査院の行政事務に関する事項は、原則として全検査官が共同で決定するが、規則や決定によって、行政事務に責任を有する検査官または検査院の職員にこれを委任することができる(法令1023号第5条及び第7条)。全3名の検査官による共同決定の例外として、特別の理由がある場合には2名で、緊急を要する重要事項については1名で決定できる(法令1023号第8

条)。

一方、検査院の検査活動に関する事項は、原則として各検査官が決定する。すなわち、自らが担当する検査分野において、検査すべき事項、検査方法、検査結果から導き出す結論について、自ら決定することができる。なお、検査分野の割当ては共同で決定し、各検査官が行う検査事項は、全検査官による協議を経て決定する（法令1023号第4条）。

全検査官による案件の審議および決定は、王国検査院会議で行われる。この会議の議長は、原則として、検査院の行政事務に責任を有する検査官が務める。この会議での意思決定は、全検査官の一致によって行うが、全員一致による決定が法令に規定されていない場合は、2名の検査官の一致で決定し、可否が分かれたときは議長が決定する（法令1023号第9条）。

検査官は、職務の性質上、高度な独立性が保障されている。これは、厳格な要件を満たさない限り、検査官が自らの意に反して罷免されないこと（統治法第4項）、検査官の給与・諸手当・退職金の決定は、王国議会の下に置かれる「王国検査官の報酬に関する委員会」が決定すること（法令1024号第1条）に表れている。

(2) 監督委員会

監督委員会は、王国議会の議会期を任期とする11名の委員で構成され、委員長と副委員長は、王国議会によって委員の中から選任される。これら委員職は、直近の総選挙において投票総数の4パーセント以上の票を得た政党に対して配分される（議会法第8章14条）。現在の配分は、社会民主党に3名、穏健党と人民党に各2名、キリスト教民主党、中央党、左翼党、環境党に各1名である。なお、現在の委員は、現職の王国議会議員またはかつて王国議会議員であった者である。^(注4)

監督委員会の意思決定は、委員会の会議で行

われ、委員長およびその他の委員の半数以上の出席によって議決することができる（法令1023号第13条）。

監督委員会の委員の給与は、「王国議会、王国議会の機関及び王国議会の組織での任務に対する報酬等に関する法律」で定められ（法令1023号第17条）、現在、委員長、副委員長、その他の委員の給与は、それぞれ王国議会議員の給与の20%、15%、5%である。^(注5)

監督委員会は、1で述べたとおり、検査院の検査活動を監視するとともに、その行政運営上の監督も行う。この事項に関する監督委員会の権限は、王国議会事務局の意見を聴いた上で行う検査院の歳出案の決定、検査院自身の会計検査結果の承認に及ぶ（統治法第3項、法令1023号第12条）。

2 検査院の活動の概要

検査院が行う検査活動は、①検査計画、②検査実施、③検査報告という過程で行われる。

(1) 検査計画

検査対象となる国の活動は、あらかじめ3分野（①安全保障・国際協力・国内経済・資産運用、②雇用・保健・社会福祉、③税・教育・開発）に整理され、各検査官がそれぞれ一分野を担当する。^(注6)各検査官は、互いに協議し、法令の規定を考慮した上で、担当する検査分野の範囲内で検査事項を決定し（統治法第2項、法令1023号第4条）、これらは検査計画として取りまとめられる（法令1023号第4条）。監督委員会は、この決定に先立って意見を述べる（法令1023号第12条）。

なお、王国検査官は、検査事項の決定を検査院職員に委任することができる（法令1023号第4条第3項）。

(2) 検査実施

検査は、各検査官がそれぞれ決定した方法で実施される(統治法第2項)。各検査官には、各検査分野の財務検査と業績検査を補佐する職員が割り当てられており、それらの職員が検査活動の実務を担う。^(注7) 検査を実施する過程では、監督委員会に対し、主な検査活動の状況や検査計画の進捗状況を報告しなくてはならない(法令1023号第6条)。

(3) 検査報告

検査結果の評価とそこから導出する結論は、各検査官によって決定される(統治法2項)。検査活動の成果は、検査報告書に取りまとめられ、政府もしくは王国議会または双方に提出される(法令1022号第9条、第10条、第11条)。

検査官の意見のうち主要なものは、検査院が作成する年次活動報告書に取りまとめられる。この報告書は、監督委員会の承認を経て、政府と王国議会に提出される(統治法第3項、法令1023号第12条)。

検査官が作成する検査報告書は、監督委員会によって評価される。監督委員会は、その結果をもとに、王国議会に対して独自に提案や報告を行う(統治法第3項、法令1023号第12条)。すなわち、検査活動の成果として、検査院と監督委員会から報告書が提出されるのである。なお、これら報告書を受けていかなる措置をとるかは、王国議会および政府に委ねられている。

3 検査院の活動状況

検査院の活動実績を、年次活動報告書などから見てみよう。

2003年6月10日、同年7月1日の活動開始に先立ち、2003年下半期の検査計画が、続いて、同年12月18日、2004年度の検査計画が決定され

ている。

これら検査計画に基づいて行われた検査活動を、2003年7月1日から翌年6月2日までの期間で見ると、財務検査は、266の公的機関等の年次報告を対象に行われ、うち17件について問題点を指摘している。また、業績検査について、13件を完了して検査報告書が各々について提出され、このうち8件について監督委員会が報告書を王国議会に提出している。

検査院の2003年度年次活動報告書は、2004年6月4日付けで作成され、これに関する監督委員会の報告書が、同年8月24日付けで作成され、王国議会に提出されている。^(注8)

(注)

- (1) 間柴泰治「スウェーデン：2002年統治法の改正と王国検査院の創設」(『外国の立法』220号, 2004.5, pp. 238-243.) で王国検査院の紹介をしているので参照されたい。
- (2) Riksrevisionen, *Riksrevisionen: The Swedish National Audit Office*, Stockholm: Riksrevisionen, 2003, p.11.
- (3) このほか、予備委員11名が選出される。 *ibid.*, p.7.
- (4) *ibid.*, p.7.
- (5) 1989年法令第185号第1条。
- (6) *op.cit.* (2), p.12.
- (7) 前掲(1), p.241.
- (8) *Riksrevisionens årliga rapport 2004* (RiR:2004:13); *The Swedish National Audit Office's Report 2004* (RiR2004:20) [English Version]
- (9) *Riksrevisionens styrelses redogörelse angående Riksrevisionens årliga rapport 2004* (2004/05:RRS1)

(ましば やすはる・政治議会課)

新たな統治法の決定に関する公示（抄）
(1974年法令第152号)

Kungörelse (1974 : 152) om beslutad ny regeringsform
(改正2002年法令第905号)

山岡 規雄
間柴 泰治 訳
井田 敦彦

第12章 監督権

第7条

王国検査院は、王国議会の所轄の下に置かれる機関であって、国が行う活動の検査を任務とする。王国検査院に関する詳細は、王国議会法その他の法律によって定める。王国検査院は、これらの法律の定めるところに従い、国以外の活動についても検査することができる。

王国検査院は、王国議会によって選出される3名の王国検査官によって指揮される。各王国検査官は、法律の規定を考慮し、検査すべき事項を独立して決定する。王国検査官は、検査方法及びその検査結果に対する評価をそれぞれ独立して決定する。

当該機関に、王国議会によって選任される監督委員会を置く。監督委員会は、検査活動を監視し、王国検査官の業績検査報告書及び財務検査報告書を受けて提案及び報告書を王国議会に提出し、並びに当該機関の歳出案及び年次報告書を承認する。

王国議会は、王国検査官が職務に関する要件を満たさなくなった場合又は王国検査官が職務を著しく怠っている場合に限り、王国検査官を罷免することができる。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)
(ましば やすはる・政治議会課)
(いだ あつひこ・社会労働課)

国の活動等の検査に関する法律 (2002年法令第1022号)

Lag (2002 : 1022) om revision av statlig verksamhet m.m.

(最終改正2003年法令第265号)

山岡 規雄
間柴 泰治 訳
井田 敦彦

第1条

この法律は、統治法第12章第7条の規定に基づく王国検査院の検査について規定する。

王国検査院の検査については、他の法律によって規定する。

王国検査院が第2条第4号及び第5号に規定する株式会社及び財団法人における検査官を任命できることを、株式会社法(1975年法令第1385号)第10章第8条及び財団法人法(1994年法令第1220号)第4章第1条において規定する。

検査の範囲

第2条

王国検査院は、第4条で詳細に規定するところに従い、次の各号に掲げる事項について検査することができる。

- 1 政府、政府事務局、裁判所及び政府の所轄の下に置かれる行政機関が行う活動
- 2 王国議会事務局及び王国議会の所轄の下に置かれる機関が行う活動
- 3 王宮府及び王立ユールゴードン公園管理局が行う活動
- 4 株式会社の形態において国が行う活動。ただし、当該活動が法律若しくはその他の法令によって規律されている場合又は国が所有者として、若しくは国の助成金の交付を通じて、契約を通じて、若しくはその他の方法により、当該活動に対して決定的な影響力を有している場合に限る。

5 財団法人の形態において国が行う活動。ただし、当該活動が法律若しくはその他の法令によって規律されている場合又は当該財団法人が国により、若しくは国の関与の下に設立されている場合若しくは国の機関によって運営されている場合に限る。

6 ある活動に対する助成として受け入れられた国の資金の用途。ただし、当該資金について、国に対する説明責任が存在する場合又は当該資金の用途について特定の指示若しくは条件が通知されていた場合に限る。

7 失業保険基金における失業手当の管理運営

第3条

王国検査院は、第5条で詳細に規定するところに従い、次の各号に掲げる機関について年次報告書の検査を行うものとする。

- 1 国
- 2 政府事務局及び国民年金基金を除く政府の所轄の下に置かれる行政機関
- 3 王国議会事務局、王国議会オンブズマン、中央銀行及び中央銀行記念基金
- 4 王宮府及び王立ユールゴードン公園管理局
中間年次報告書が提出された場合には、予測部分を除いて当該報告書を検査するものとする。

検査の目的

第4条

第2条に規定する検査は、第一に国の活動その他の事業に関する国の予算、実施及び結果に関連する状況を対象とするものとするが、国による投資一般を対象とすることもできる。当該検査は、国が一般の公益を考慮し、その投資によって効果的な収益を得るよう発展を促進するものとする（業績検査）。

当該検査の結果は、当該検査が予備的な措置のみを意図していた場合を除き、検査報告書において提示するものとする。

第5条

第3条に規定する検査は、適切な検査方法に従って行うものとし、報告書及び基礎資料が信頼に足り、出納簿が正しいか否か、並びに国、政府事務局、王宮府及び王立ユールゴーデン公園管理局の報告書に関する検査の場合を除き、管理職者の執行が、適用される規定及び特定の決定に従っているか否かについて判断することを目的とするものとする（財務検査）。

検査は、毎会計年度後に、検査報告書をもって完了する。中間年次報告書の検査は、検査官証明書をもって完了する。

中央銀行に関する検査報告書は、貸借対照表及び損益計算書が確定されているか否か、並びに中央銀行の理事及び理事会が責任の免除を認められているか否かに関する宣言を含むものとする。

協力及び情報提供の義務

第6条

国の機関は、要求に応じて、王国検査院に対し、王国検査院が検査に必要とする援助及び情報を提供するものとする。この法律に基づいて検査対象としうるその他の機関は、検査の対象となる当該機関の活動領域に関して、同様の義務を負う。

務を負う。

罰則

第7条

王国監査院は、罰則を付し、第2条第6号に規定する場合について、第6条に規定する義務の履行を命ずることができる。ただし、これは、コミュニケーション及びランディング^(注2)には適用しない。

支援の活用

第8条

王国検査院は、検査に際し、行政法（1986年法令第223号）第11条に規定する場合であることを理由として検査の遂行が妨げられる可能性のある者の支援を利用することはできない。ただし、王国検査院は、適切な検査方法と矛盾しない範囲で、専ら又は主として内部検査を実施する責任を有する検査対象機関の職員と協力することができる。

報告

第9条

第2条第1号及び第3号から第7号までに規定する業績検査に関する業績検査報告書は、政府に提出するものとする。

第10条

第3条第1項第2号及び第4号に規定する財務検査に関する財務検査報告書及び検査官証明書は、政府に提出するものとする。

中央銀行及び中央銀行記念基金の財務検査に関する財務検査報告書は、王国議会に提出するものとする。

財務検査報告書は、年次報告書の提出から1月以内に提出するものとする。検査官証明書は、中間年次報告書の提出から3週間以内に作成するものとする。

第11条

国の年次報告書に関する財務検査報告書は、政府及び王国議会に提出するものとする。当該報告書は、当該年次報告書が王国議会に提出された日から1か月以内に提出するものとする。

第12条

業績検査及び財務検査における主要な意見は、年次活動報告書に取りまとめるものとする。当該年次活動報告書は、政府及び王国議会に提出するものとする。

第13条

王国議会に対する勧告及び報告に関しては、統治法第12章第7条に規定する。

手数料

第14条

王国検査院は、次の各号に関する手数料を徴収する。

- 1 第5条に基づく財務検査
- 2 株式会社法（1975年法令第1385号）第10章第8条第3項及び財団法人法（1994年法令第1220号）第4章第1条第4項に規定する場合の検査

第15条

手数料は、すべての費用を支弁するに足るよう算出するものとする。

手数料は、任務を遂行するために必要な時間に従い、検査に参加した者の給与水準に基づく時間料金表に基づいて決定するものとする。調査、旅費及びその他の直接経費の補償額は、別に決定する。

各給与水準に関しては、以下の料金表を適用

するものとする。

給与水準	月給（クローナ）	1時間当たりの最高額（クローナ/時間）
1	60,000以上	2,000
2	50,000以上59,999以下	1,700
3	45,000以上49,999以下	1,600
4	40,000以上44,999以下	1,400
5	35,000以上39,999以下	1,300
6	30,000以上34,999以下	1,100
7	25,000以上29,999以下	1,000
8	20,000以上24,999以下	800
9	19,999以下	600

第16条

この法律に基づく手数料収入及び補償金は、中央銀行の国の当座預金勘定に預け入れられ、国の予算における歳入項目に挙げられる。

(注)

- (1) 国の政策実施を担うエージェンシーに対し、政策立案を担うのが政府事務局であり、政府・首相府・10の省庁・管理局から構成される。
- (2) スウェーデンの地方自治体には、基礎的自治体にあたるコミューン（primärkommun）と、これより広い地理的範囲を管轄する自治体であるランスティング（landsting）がある。両者は、権限上の上下関係がなく、機能的な分業関係にある。岡澤憲英ほか編『スウェーデンの政治』早稲田大学出版部、1994、pp. 104-110.

（やまおか のりお・政治議会課憲法室）

（ましば やすはる・政治議会課）

（いだ あつひこ・社会労働課）

王国検査院に関する法律 (2002年法令第1023号)

Lag (2002 : 1023) med instruktion för Riksrevisionen
(最終改正2003年法令第359号)

山岡 規雄
間柴 泰治 訳
井田 敦彦

総則

第1条

王国検査院は、統治法第12章第7条の規定に基づき、王国議会の所轄の下に置かれる機関であり、国が行う活動の検査を任務とする。

国の活動等の検査に関する法律（2002年法令第1022号）は、王国検査院の検査について規定する。王国検査院の検査については、他の法律によっても規定する。

第2条

王国検査院は、3名の王国検査官によって指揮される。王国検査官の1名は、当該機関の行政事務に責任を有する。

王国検査院に監督委員会を置く。

王国検査官及び監督委員会の選出については、王国議会法第8章第12条及び第14条に規定する。

第3条

王国検査院に専門家委員会を置く。

王国検査官

第4条

王国検査官は、それぞれの検査分野の割当てを共同で決定する。

王国検査官は、それぞれの検査分野の範囲内で、検査すべき事項を決定する。当該決定に先立ち、王国検査官は、互いに協議するものとす

る。

王国検査官は、自己の検査事項においては、各自決定する。王国検査官は、王国検査官に代わって検査事項を決定することを、王国検査院の職員に委任することができる。

王国検査官の決定は、検査計画に示すものとする。

国の活動等の検査に関する法律（2002年法令第1022号）第12条の規定に従い、主要な検査事項を年次活動報告書に取りまとめるものとする。王国検査官は、当該報告書を共同で決定する。

第5条

王国検査官は、王国検査官の活動に適用され、かつ、王国議会事務局に関する法律（2000年法令第419号）第2条第1項第2号、第3号及び第7号に規定する王国議会事務局が決定しないものとしている王国検査官の活動の目的及び組織、規則並びに財政及び人事上の規定を共同で決定する。

公的雇用に関する法律（1994年法令第260号）第6条第1項第2号及び第3号に規定する条件に従い、王国検査官は、特定の場合には、王国検査院がスウェーデン国民のみを雇用することを共同で決定することができる。

第6条

王国検査官は、主要な検査における活動状況

及び検査計画の進捗状況を監督委員会に報告するものとする。

第7条

王国検査官は、3名が共同で決定することを要しない行政事務上の事項を、当該機関の行政事務に責任を有する王国検査官又は当該機関のその他の職員が決定できるように、規則又は特別の決定によって規定することができる。

第8条

王国検査官が共同で決定すべき事項は、特別の理由がある場合には、2名の王国検査官のみによって決定することができる。当該事項は、決定の遅延によって生ずる重大な不利益を回避するため緊急を要する場合には、1名の王国検査官のみによって決定することができる。

第9条

王国検査院会議においては、王国検査院の行政事務に責任を有する王国検査官が議長となる。当該王国検査官が会議を欠席している場合には、王国検査官としての在職期間が最も長い者が議長となり、これに該当する者が複数ある場合には、最年長の王国検査官が議長となる。

2名の王国検査官が同意している意見を王国検査官全体の意見とし、可否が分かるときは、議長の意見を王国検査官全体の意見とする。

王国検査官のみが反対意見を記録させる権利を有する。

第10条

王国議会法第3章第8条第1項及び第4項の規定に従い、王国検査官は、王国検査院の権限、組織、職員及び活動形態に関する事項について、共同で、又は独立して、王国議会において提案を行うことができる。

王国検査官は、他の王国検査官と協議した後

でなければ、第1項に規定する提案を行うことができない。

監督委員会

第11条

監督委員会は、検査活動を監視する。

第12条

監督委員会は、次の各号に掲げる事項について決定する。

- 1 業績検査に関する検査事項、年次活動報告書並びに国、中央銀行及び中央銀行記念基金の年次報告書に関する財務検査報告書における王国検査官の決定を受けて行う王国議会への提案及び報告
- 2 検査計画に関する王国検査官への意見
- 3 王国検査院の年次報告書、中間年次報告書及び歳出案

監督委員会が歳出案について決定する前に、当該歳出案に関する王国議会事務局の意見を聴くものとする。

第13条

監督委員会は、委員長が出席し、かつ、その他の委員の半数以上が出席している場合に、決定を行うことができる。

報告義務

第14条

王国検査官は、次の各号に掲げる事項の状況を、書面により王国議会に報告するものとする。

- 1 国の活動等の検査に関する法律（2002年法令第1022号）第2条第4号に規定する株式会社の株式の保有
- 2 王国検査院における任期中に支払われる報酬又は年金に関する契約その他以前の雇用主との経済的な性格を有する契約
- 3 報酬を伴う継続的雇用

- 4 王国検査官としての任務中に行われる、所得をもたらす独立した活動
 - 5 継続的な任務である場合には、コミュニケーション又はランスタイングにおける任務
 - 6 当該任務の遂行に影響を及ぼすとみなし得るその他の雇用、任務又は所有
- 本条の規定を王国議会法補足規定 8 の12の 2 に置く。

職員懲戒委員会

第15条

王国検査院に、当該機関の行政事務に責任を有する王国検査官を委員長とする職員懲戒委員会を置くものとする。当該委員会は、委員長のほか、職員代表及び当該機関が選任する委員によって構成されるものとする。当該委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- 1 個人的な事情を理由とする免職。ただし、試用期間の場合を除く。
- 2 懲戒
- 3 告発
- 4 停職

第16条

職員懲戒委員会は、委員長が出席し、かつ、その他の委員の半数以上が出席している場合に、決定を行うことができる。

補償

第17条

監督委員会の委員及びその予備委員に対する報酬は、王国議会、王国議会の機関及び王国議会の組織での任務に対する報酬等に関する法律（1989年法令第185号）において定める。

委員及びその予備委員は、任務のために行う旅行及び職務に関して、王国議会議員の経済的条件に関する法律（1994年法令第1065号）第4章及び第5章並びに同法の適用規則に基づく補

償請求権を有する。補償請求権の評価の際には、委員及びその予備委員の居住地区の住所を勤務地とみなすものとする。

補則

第18条

王国検査院は、自らの内部検査の実施に責任を負う。

第19条

王国検査院は、毎年2月22日までに、王国議会に対し、前会計年度の年次報告書を提出するものとする。

王国検査院は、毎年8月15日までに、王国議会に対し、当該会計年度の上半期の中間年次報告書を提出するものとする。

王国議会財務委員会は、王国検査院が実施する検査に責任を有する。

第20条

王国検査院は、緊急事態及び戦時における自らの活動について計画を作成するものとする。

第21条

王国検査院は、国際関係において国の検査機関としてスウェーデンを代表する。

第22条

王国検査院は、その活動分野における国際的な分野で任務を遂行し、役務を提供することができる。

王国検査院は、当該任務及び役務について報酬を受け取ることができる。王国検査院は、手数料の額を決定し、手数料を自らの収入とすることができる。

不服の申立て

律（1989年法令第186号）において規定する。

第23条

王国検査院の決定に対する不服申立てについては、王国議会事務局及び王国議会の機関の行政事務上の決定に対する不服申立てに関する法

（やまおか のりお・政治議会課憲法室）

（ましば やすはる・政治議会課）

（いだ あつひこ・社会労働課）

王国検査官の報酬に関する法律 (2002年法令第1024号)

Lag (2002 : 1024) om lön till riksrevisorerna

山岡 規雄
間柴 泰治 訳
井田 敦彦

任務その他

第1条

王国検査官の報酬の月額は、王国検査官の報酬に関する委員会〔以下「委員会」という。^(注1)〕が決定する。委員会は、王国検査官の退職金及びその他職務手当についても決定するものとする。

委員会は、王国議会の所轄の下に置かれる機関である。

構成

第2条

委員会は、王国議会法第8章第5条の規定に基づき、委員長及び2名の委員で構成する。

組織

第3条

委員会に、委員会が選任する事務局長を置く。

議案の処理

第4条

委員会は、委員長が招集する。

第1条に規定する議案に関しては、すべての

委員の出席がなければ議決することができない。

委員会は、規則又は特別の決定によって、委員会の審議を必要としない議案に関する決定を、委員長又は委員会の職員に対して委任することができる。

不服申立て

第5条

委員会の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

委員会の任務に関する報酬

第6条

王国議会事務局は、委員会の委員及び事務局長に対する報酬を決定する。

(注)

(1) [] 内は、訳者による補記である。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)

(ましば やすはる・政治議会課)

(いだ あつひこ・社会労働課)

新たな王国議会法の決定に関する公示（抄） （1974年法令第153号）

Kungörelse (1974 : 153) om beslutad ny riksdagsordning
（最終改正2003年第1057号）

山岡 規雄
間柴 泰治 訳
井田 敦彦

第3章 議案の提出

王国議会の組織からの提案及び報告

第8条

王国議会理事会、中央銀行の監督委員会及び理事会、王国議会オンブズマン、王国検査院監督委員会並びに王国検査官は、権限、組織、職員及び活動形態に関する事項について、王国議会に対し、提案を行うことができる。

王国議会は、王国議会理事会、中央銀行の監督委員会及び理事会、王国議会オンブズマン並びに王国検査院監督委員会が、その他の事項に関して、王国議会に対して提案を行うことができる旨定めることができる。

王国議会の組織が王国議会に対して行う報告については、この法律において規定する。

第1項の規定は、王国検査院の王国検査官のうち1名に対しても適用する。各王国検査官の提案に関しては、この条に定めるほか、王国検査院に関する法律（2002年法令第1023号）において規定する。

補足規定3の8の5

業績検査及び年次活動報告書に関する検査事項並びに国、中央銀行及び中央銀行記念基金に関する財務検査報告書における王国検査官の決定を受けて、王国検査院監督委員会は、中央銀行に対して提案を行うことができる。

第4章 議案の準備

補足規定4の6の1

憲法委員会は、次の各号に掲げる議案を準備するものとする。

1 - 4 [略]

5 王国検査官の選挙、王国検査官の罷免、王国検査官に対する訴訟及び監督委員会の委員に対する訴訟について、王国検査院に関する議案

6 - 8 [略]

歳出分野^(注1)1に属する国の機関の歳出に関する議案は、憲法委員会が準備する。

第7章 王国議会内で行われる選挙に関する一般規定

推薦委員会

第2条

王国議会が別に定める場合を除いて、議院が実施する選挙は、王国議会内で選任された特別の推薦委員会によって準備されるものとする。

推薦委員会は、議会期の最初の議院の会議において選任され、議会期末までを任期とする。王国議会選挙において、全国の投票総数の少なくとも4パーセントを得た政党に対応するすべての会派は、推薦委員会に1議席を得るものとする。この他に10議席を、[第2文の要件を満たす]^(注2)会派に比例して配分する。本章第12条第1項に規定する手続を適用して、委員を任命する。

補足規定7の2の1

議長は、各会派が任命すべき推薦委員会の委員の数を決定する。委員の比例配分を行う場合は、本章第4条第3項に規定する計算方法が適用されるものとする。

補足規定7の2の2

推薦委員会は、摂政、副摂政、摂政職を臨時に代行する者、王国議会議長、副議長、王国議会議務総長、王国議会オンブズマン及びオンブズマン代理、王国検査官の選挙並びに閣僚の報酬に関する委員会及び王国検査官の報酬に関する委員会に関する選挙に関しては、準備を行わない。

選挙の準備については、オンブズマン及びオンブズマン代理に関しては補足規定8の11の2に、王国検査官に関しては補足規定8の12の1に、閣僚の報酬に関する委員会の委員に関しては補足規定8の4の1に、並びに王国検査官の報酬に関する委員会の委員に関しては補足規定8の5の1に規定する。

補足規定7の2の3

推薦委員会は、選任された日に、議長の招集によって初めて開催される。推薦委員会は、この後は、その委員長が招集によって会議を開く。

第4章第13条第1項第1文及び第2項並びに補足規定4の12の1第2項及び補足規定4の12の2から4の12の4までの規定は、推薦委員会に対しても適用する。

秘密投票による選挙**第4条**

第1項—第2項 [略]

議席は、比較数値を比較するごとに最大の比較数値を得た院内団体^(注3)に対して1議席が割り当てられるという方法で、団体間に割り当てられる。比較数値とは、当該団体が議席を割り当て

られていない限りにおいて、当該団体の得票数である。その後、比較数値は、団体の得票数を、当該団体に割り当てられた議席数に1を加えた数で除することによって計算^(注4)する。比較数値が同じ場合には、抽選によって決定される。

第4項 [略]

補足規定7の8の3

予備委員について、王国議会議事会に関しては補足規定1の5の2に、閣僚の報酬に関する委員会に関しては第8章第4条に、王国検査官の報酬に関する委員会に関しては第8章第5条に、外交諮問委員会に関しては第8章第8条に、戦時代表団に関しては第8章第15条に規定する。

後任者**第12条**

議会期が開始する時点で2名以上の者を選挙によって任命する組織 [の役職に] 選挙された者が任期途中で任務を遂行することができなくなった場合には、その者を選出した一又は複数の会派は、王国議会議長に対して後任者を通知する。王国議会議長は、通知された後任者が選出されたことを宣言する。当該通知が行われなかった場合又は2以上の者が通知された場合には、王国議会議長が後任者を選任する。

第2項 [以下略]

補足規定7の13の1

委員長及び副委員長の選挙については、選挙審査委員会に関しては統治法第3章第11条及びこの法律の第8章第2条に、閣僚の報酬に関する委員会に関してはこの法律の第8章第4条に、王国検査官の報酬に関する委員会に関しては第8章第5条に、王国検査官監督委員会に関しては第8章第14条に、並びに王国議会不服申立委員会に関してはこの法律の第9章第5条に

規定する。

第8章 特定の役職及び組織

議長の選挙

第1条

第1項 [略]

選挙が秘密投票で行われる場合には、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。過半数を得る者がいない場合には、新たに選挙を行う。この場合においても、投票総数の過半数を得た者がいなかったときは、第2回の選挙において最も多くの票を得た2名で、第3回の選挙を行う。第3回の投票においては、最も多くの票を得た者を当選者とする。

王国検査官の報酬に関する委員会

第5条

王国検査官の報酬に関する委員会は、委員長及び2名の委員で構成される。委員長及び委員は、王国議会通常選挙^(註5)の後、それぞれ王国議会によって選挙され、新たに委員長及び委員が選挙されるまでその職務を行う。予備委員は、選任しない。

当該委員会の委員が疾病その他の理由により任務を遂行することができない場合には、王国議会は、当該委員が任務を遂行できない理由が継続する間、当該委員の任務を代行する者を選挙する。

補足規定8の5の1

王国検査官の報酬に関する委員会の委員の選挙は、憲法委員会が準備する。

王国検査院

第12条

王国議会は、統治法第12条第7項の規定に基づき、3名の王国検査官を選挙する。

王国検査官は、それぞれ選挙される。当該選

挙が秘密投票で行われる場合には、本章第1条第2項が定める手続を適用する。王国検査官の選挙は、当該選挙の日又はその日以降で王国議会が決定する日から、選挙が行われた年から7年目に新たな選挙が行われ、かつ、当選者が職務に就くまで有効とする。ただし、前の選挙は、新たに選挙が行われた年の末日を過ぎた場合、無効になるものとする。王国検査官は、再選されることができない。

王国検査官のうち1名が、王国検査院の行政事務に責任を有するものとする。王国議会は、当該責任を負うべき王国検査官を決定する。

王国検査官は、破産者であってはならず、取引が禁止されているはならず、又は親族法第11章第7条の規定に基づく後見人を有してはならない。王国検査官は、その独立性に影響する可能性のある職業若しくは任務に就き、又は活動を行ってはならない。

補足規定8の12の1

王国検査官の選挙は、憲法委員会が準備する。

補足規定8の12の2

王国検査官は、次の各号に掲げる事項の状況を書面により王国議会に報告するものとする。

- 1 国の活動等の検査に関する法律（2002年法令第1022号）第2条第4号に規定する株式会社の株式の保有
- 2 王国検査院における任期中に支払われる報酬又は年金に関する契約その他以前の雇用主との経済的な性格を有する契約
- 3 報酬を伴う継続的雇用
- 4 王国検査官としての任務中に行われる、所得をもたらす独立した活動
- 5 継続的な任務である場合には、コミュニケーション又はランディングにおける任務
- 6 [王国検査官としての] 任務の遂行に影響を及ぼすとみなし得るその他の雇用、任務又

は所有

第13条

王国議会は、憲法委員会の要求に基づき、王国検査官を罷免することができる。

王国検査官が任期途中で退官した場合は、王国議会は、新たに7年間の任期を務める後任の王国検査官を、遅滞なく選挙するものとする。

第14条

監督委員会は、少なくとも11名の奇数名の委員から構成され、当該委員は、王国議会の議会期を任期として選挙されるものとする。

王国議会選挙において、全国の投票総数の少なくとも4パーセントを得た政党に対応するすべての会派は、[監督委員会に]1議席を有するものとする。監督委員会のこの他の議席は、[第1文の要件を満たす]会派に比例して配分される。

王国議会は、監督委員会の委員から、1名の委員長及び1名以上の副委員長を選挙する。委員長及び副委員長は、それぞれ選挙する。

補足規定 8 の14 の1

監督委員会の委員の数は、推薦委員会の提案に基づき、王国議会在決定する。

第9章 職員及び運営に関する規定

王国議会事務局

第3条

王国議会は、王国議会事務局の規則を決定する。

第4条

王国議会事務局は、王国議会及び王国議会の所轄の下に置かれる機関に関して、王国議会在決定した範囲で、次の各号に掲げる事項を行う。

1 職員の雇用条件及び労働条件に関する交渉

についての事項並びに職員に関するその他の事項を処理すること。

2 国の予算における歳出案を作成すること。ただし、王国検査院についてはこの限りではない。

3 その他、王国議会の運営に関する事項及び中央銀行を除く王国議会の所轄の下に置かれる機関の財政運営に関する事項を処理すること。

4 第1号から第3号までの事項に関する規定及び勧告を決定すること。

国の予算における王国検査院の歳出案に関しては、王国議会事務局は、王国検査院が当該歳出案に関する決定を行う前に、意見を表明するものとする。

訴訟

第8条

次に掲げる各号の職員が任務または事務に際して犯した犯罪に対する訴訟は、次に掲げる各号の委員会のみが開始することができる。

1 [略]

2 王国議会理事会、王国検査院監督委員会、選挙審査委員会若しくは王国議会不服申立委員会の構成員並びに議会オンブズマン、王国検査官又は王国議会事務総長に対する訴訟の場合は、憲法委員会

第2項 [略]

経過規定（2003年法令第180号）

1 この法律は、2003年7月1日から施行する。王国検査官又は王国検査院監督委員会の委員の選挙が、当該施行日以前に行われる場合には、第1文の規定にかかわらず、選挙に関しては、この法律の規定は既に施行されているものとする。

2 初めて王国議会在王国検査官の選挙を行う場合には、第8章第12条の規定にかかわらず、

各王国検査官の任期は、それぞれ7年、5年及び3年とする。

(注)

- (1) 国の歳出分野は27に分類され、王国議会議に設置されている16の委員会が、これらのうち1以上を担当する。憲法委員会が担当する歳出分野1は、国の政府に関する歳出である。
- (2) []内は、訳者による補記である。以下、同じ。
- (3) 複数の会派が合同して一団体となる場合を含むため、王国議会議選挙で議席を得た政党に対応する院内

組織である「会派」ではなく、「院内団体」とした。

- (4) いわゆる「ドント式」による配分。
- (5) 王国議会議選挙には、4年ごとに行われる通常選挙と、その間に政府の命令によって、王国議会議を解散した上で実施される臨時選挙がある（統治法第3章第4条）。

(やまおか のりお・政治議会議課憲法室)

(ましば やすはる・政治議会議課)

(いだ あつひこ・社会労働課)